

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進				番号	⑭								
評価方式	総合・ 実績 ・事業		政策目標の達成度合い		目標達成		(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		4 年度 当初予算額		5 年度 概算要求額						
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	経済連携等の推進に必要な経費			33, 213			170, 202				
	小 計				一般会計		33, 213			170, 202				
						<		>	の内数	<		>	の内数	
	小 計				特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
	小 計				特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		
合 計					一般会計		33, 213			170, 202				
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

政策目標 5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要	自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、第203回国会における内閣総理大臣所信表明演説は「世界経済が低迷し、内向き志向も見られる中、率先して自由で公正な経済圏を広げ、多角的自由貿易体制を維持し、強化していきます。」としています。 財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。 さらに、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）にもあるように、ポストコロナにおいてサプライチェーンの再編や多元化が進む中、海外市場開拓やビジネス環境整備を支援することが求められています。この点、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。財務省としては、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構）（用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）（用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進
-----------------------	--

政策目標 5-2 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。 施策5-2-1の評価は「s 目標達成」、施策5-2-2の評価も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。 平成30年12月30日に発効したTPP11（用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に

	発効した日英EPAは、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、ASEAN構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。 また、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施することは、貿易円滑化の推進にとって必要です。 これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。 なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。
--	--

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進			
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
	目 標	WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。	達成度
		（目標の設定の根拠） 主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	A WTOにおける取組 平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が154か国（令和4年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しており、令和3年10月のG20ローマ・サミットにおいては、各国首脳間において、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されました。 B 経済連携の推進に係る取組 TPP交渉については、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月30日にTPP11として発効しました。令和4年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルーの8か国（内閣官房TPP等政府対策本部ホームページ参照）で発効しています。令和3年9月にテレビ会議形式で開催された我が国主催の第5回TPP委員会に財務省も関係省庁と共に参加し、コロナからの経済回復、グローバル・サプライチェーンの強靱化、デジタル経済の強化に対するTPP11の貢献を確認するとともに、当協定の円滑な実施に向けた議論に貢献しました。また、令和3年6月に開催され	○

		た第４回ＴＰＰ委員会では、英国の加入手続の開始が決定され、我が国は英国の加入作業部会議長として、同国の加入手続が協定のハイレベルを維持しつつ進むよう取り組んでいます。 日ＥＵ・ＥＰＡは、平成30年７月に署名に至り、平成31年２月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和４年３月にテレビ会議形式で開催された日ＥＵ・ＥＰＡ合同委員会第３回会合では、日ＥＵ・ＥＰＡが良好に運用されている旨確認するとともに、引き続き適正かつ効果的な運用を確保するための議論が行われました。ＥＵを離脱した英国との間でも令和３年１月に日英ＥＰＡが発効し、日系企業のビジネスの継続性が確保されました。 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は、令和元年10月に署名に至り、令和２年１月に発効しました。この協定により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。 ＲＣＥＰ協定については、令和２年11月に署名に至り、令和４年１月に発効しました。署名後は、協定の円滑な実施に向けた準備作業を行いました。 また、ＴＰＰ11、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定、日英ＥＰＡ及びＲＣＥＰ協定についても、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和３年度における税関主催：計21回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。 上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	ＷＴＯやＥＰＡ交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政５－２－１に係る参考情報

参考指標１：ＦＴＡ／ＥＰＡ等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

日中韓ＦＴＡ、日トルコＥＰＡ、日コロンビアＥＰＡは交渉継続中（外務省公表状況に基づく）であるが、令和３年度における交渉実績は無し。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和4年3月現在)

経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況 (2022年3月時点)

発効済

シンガポール（2002年11月（07年9月改正））、メキシコ（2005年4月（12年4月改正））、マレーシア（2006年 7月）、チリ（2007年 9月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年 7月）、ブルネイ（2008年 7月）、ASEAN（2008年12月、（2020年8月改正））、フィリピン（2008年12月）、スイス（2009年 9月）、ベトナム（2009年10月）、インド（2011年 8月）、ペルー（2012年 3月）、豪州（2015年 1月）、モンゴル（2016年 6月）、TPP11^(注1)（2018年12月）、EU（2019年2月）、米国（2020年1月）、英国（2021年1月）、RCEP^(注2)（2022年1月発効）

署名濟

TPP12 (注3)(2016年2月署名)

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ（GCC^(注4)、韓国、カナダは交渉中断中）

(注1) TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(CPTPP):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計11か国)。

発効済国：カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ（2018年12月）、ベトナム（2019年1月14日）、ペルー（2021年9月）

(注2) RCEP(地域的な包括的経済連携)：ASEAN加盟国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計15か国)。

発効国：ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、豪州、ニュージーランド（2022年1月1日）、韓国（2022年2月1日）

(注3) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計12か国)。

(注4)GCC(湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当)・経済連携室調

測定指標 (定量的な指標)	政 5 - 2 - 2 : 税関分野における貿易円滑化の推進						
	[主要] 政 5-2-2-A-1 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)						
	年 度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	達成度
	目標値	34	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	○
	実績値	34	34	36	37	39	
	(出所) 関税局参事官室(国際交渉担当) 調 [https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm] (目標値の設定の根拠) 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) イラン(令和3年8月)及びモルドバ(令和4年1月)との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。以上の状況に鑑み、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展したことから、達成度は「○」としました。						

測定指標（定性的な指標）	政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進		
	目 標	税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。	達成度
		（目標の設定の根拠） 税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	A 途上国の税関行政近代化への取組 関税技術協力については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年度はオンラインにより、アジア・アフリカ地域を中心に、60件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標1参照）。特に、アフリカ・太平洋島嶼国（用語集参照）の対象国については、各国での指導的役割を担う教官（マスタートレーナー）を育成する、複数年にわたるプログラムを現在も実施しているところであり、これにより対象国の税関行政の近代化に貢献しています。 B WCOにおける取組 WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において規定の更新・追加の検討を行っています。令和3年度には計4回の会合が開催され、我が国からの提案を含め、見直しのための協議が行われています。会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。 C 地域協力の枠組みにおける取組 APECでは、各メンバー税関がコロナ禍において税関の機能を維持しつつ職員を保護するために採っている政策等について日本が主導して調査を実施し、調査結果をまとめたレポートを作成しました。このように、コロナ禍においても税関が滞りなく活動を続けるため、知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。 ASEM（用語集参照）においては、先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締りに関する取組を主導しました。新型コロナウイルス感染症によって物理的な人の移動が制限される中、共同活動国（インド、オランダ、ポーランド等）と共にオンラインにて活動を継続しており、アジア・欧州間の税関協力に中心的な役割を果たしました。 中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国税関税関局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、3か国税関当局の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。 D EPAにおける取組	○

		貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。また、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）も踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P A に基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。 E 税関当局間の情報交換等に関する取組 イラン（令和 3 年 8 月）及びモルドバ（令和 4 年 1 月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。 税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	政 5-2-2-A-1 における測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」の達成度は「○」であり、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展しています。 政 5-2-2-B-1 における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 5 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受入研修	コース数	24	3	9
	受入人数	229	20	182
専門家派遣	案件数	45	34	51
	派遣人数	106	76	133

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）令和 2 年度及び令和 3 年度はすべてオンラインで実施した。

参考指標 2：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成 18 年 2 月発効）に係る締約国数

平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末
112 か国及び E U	115 か国及び E U	121 か国及び E U	126 か国及び E U	130 か国及び E U

（出所）W C O ウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。
	多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。
	経済連携の推進については、令和4年1月に発効したRCEP協定をはじめ経済連携の円滑な実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。
	税関分野における貿易円滑化の推進に関し、引き続き税関相互支援協定等の締結数の増加に努めます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。
	また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。
	更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	50, 117	47, 492	40, 298	33, 213
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	50, 117	47, 492	N. A.	
	執行額（千円）		25, 353	823	N. A.	

（概要）

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

（注）令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第203回国会 総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日） 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）
---------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革に関する議論に積極的に参画する等、様々なWTO上の取組にも貢献しました。 経済連携の推進については、RCEP協定の発効が実現しました。また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAの関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行いました。 税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を積極的に進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。 また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。 更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。
---------------------------------------	--

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施時期	令和4年6月
---------------------	---	------------------------	---------------